

# 高槻中学校・高槻高等学校 ホームページ運用に関するガイドライン

(平成22年9月1日施行)

高槻中学校・高槻高等学校は、「学校法人大阪医科大学の広報に関する基本方針」及び「学校法人大阪医科大学ホームページポリシー」に基づき、その運用に関する指針を次の通り定め、公式ホームページを開設する。

## 1 趣旨

生徒が活き活きと学び、学校がその使命を果たすためには、開かれた学校づくりを通して関係者の理解と協力を得て教育を推進していくことが大切である。そのためには学校がもっている様々な情報を積極的に発信していく必要がある。

一方、インターネットを通して情報を公開することは全世界に情報を発信することであり、それにより不特定多数の人がその情報を入手できることになる。したがって、情報公開の際には、関係法令や本校「個人情報保護方針」を遵守し、人権の尊重、個人情報の保護、知的所有権の尊重等に留意しなければならない。

このガイドラインはそれらに配慮し、高槻中学校・高槻高等学校（以下「本校」という。）ホームページの適正な運用に必要な事項を定めるものである。

## 2 情報公開のねらい

- (1) 本校の特色や教育内容を広く知らせる。
- (2) 学校行事、入試情報、進路情報などの広報のための手段の一つとして利用する。
- (3) ホームページを通して国内外の団体および個人と交流や情報交換を深め、本校の教育活動に役立てる。
- (4) 生徒の活動や成果を公開し、生徒の学習意欲をさらに高める。
- (5) ステークホルダーとの情報共有により利便性の向上と信頼関係の構築を図る。

## 3 ホームページの公開

本校ホームページの公開は、校長の指示により広報委員会がこれを行う。

## 4 管理運営

統括：校長  
運営：広報委員会  
管理責任者：池田祥行教頭  
作成責任者：佐塙琢司課長

## 5 情報の発信を依頼できる者

コンテンツ（内容）は全教職員が作成できる。保護者会や他団体からの掲載依頼については作成責任者が個別に対応する。なお、情報の発信を依頼した者（以下、「発信依頼者」という。）は、発信した情報についての責任を負う発信責任者となる旨を了解したものとする。

## 6 公開項目

ホームページには、次の項目を掲載できるものとする。

- (1) 学校紹介
  - 校長挨拶
  - 沿革
  - 教育目標、教育方針
  - スクールミッション
  - 学校規模、組織（生徒数・職員構成など）
  - 校舎風景、地図、施設、校歌、校章など
- (2) 教育活動の紹介
  - 教育課程
  - 教育活動の特色
  - 教育活動の内容
  - 大学進学結果
- (3) 入学試験にかかる情報
- (4) 学校からのお知らせ・ニュース
  - 各学年からのお知らせ
  - 各分掌からのお知らせ
  - 事務部からのお知らせ
  - 各種講演会の案内
  - 「学校報（抜粋）」のバックナンバー
  - その他のお問い合わせ
- (5) 学校行事
  - 年間行事予定
  - 各行事の様子
- (6) クラブ活動
  - 加入状況
  - 活動の成果・記録
- (7) 生徒会活動
  - 組織構成
  - 体育祭
  - 文化祭
- (8) その他の教育活動
  - 実践事例
  - 特色ある研究活動など
- (9) その他、本校にかかる情報で、本校のホームページに掲載することが望ましいと  
学校長が判断したもの
- (10) ガイドライン等
  - ホームページ運用に関するガイドライン
  - 著作権情報

## 7 情報公開にあたっての注意事項

次の各項にあげる内容に十分配慮すること。

- (1) 定期的な更新に努め、最新の情報を提供する。
- (2) 内容を正確でわかりやすいものにする。
  - ① 行事については、日付、タイトル、内容を必ず明記すること。5W1H（①日付・時間、②場所、③対象・人数・人名・所属、④目的、⑤内容、⑥生徒の感想、行事担当者の寸評）が含まれることが望ましい。
  - ② 更新日を明記すること。
- (3) 個人情報の保護に配慮する。（「8 個人情報の掲載について」参照）
- (4) 知的所有権に配慮する。
  - ① 著作物（絵・作文・音楽・新聞雑誌の記事・イラスト・写真等）の掲載には、著作権者の許諾を得ること。
  - ② 生徒の作品等の掲載については、法定代理人（親権者）の了解を得ること。
  - ③ 学校関係者以外の第三者の著作物を掲載するときには、著作権者の許諾を得た上での掲載である旨を明記すること。なお、掲載方法等について当該第三者との取り決めがあるときには、それに従うこと。
  - ④ 肖像権等他の諸権利についても、上記と同様に扱うこと。
  - ⑤ 他者のホームページよりダウンロードした著作物を活用する場合は、著作権法等に定められた事項を遵守すること。
- (5) 情報公開のねらいから逸脱することがないようにする。
- (6) 外部へのリンクする場合は教育的効果を十分配慮しなければならない。また、リンクする際には、相手先の了解を事前に得るものとする。
- (7) ホームページの内容に関する著作権を有する旨を明記する。

### 【表示例】

「本サイトにおけるすべての著作権は学校法人大阪医科大学高槻中学校・高槻高等学校にあります。すべての画像、資料などのデータの無断使用・転用・配布を禁止します。また、自ら利益を図ることや損害を加えること等に利用することを禁止します。」

- (8) 掲載後も情報の誤謬や誤解を招きかねない表現等について注意を払い、適正な状態の確保に努める

## 8 個人情報の掲載について

個人の人権尊重と安全確保の観点から原則として個人情報は掲載しない。ただし、教育活動上必要な場合は、発信された情報により本人が不利益を被ることのないよう次の項目を厳守して必要最小限の情報を掲載する。

- (1) ホームページに個人情報を掲載する場合には、本人の同意を得るものとする。ただし、掲載しようとする個人情報が生徒のものであるときは、法定代理人（親権者）の同意を得るものとする。
- (2) 掲載できる対象者  
本校の生徒、教職員、教育活動協力者、卒業生、在校生の保護者

- (3) 掲載できる個人情報の範囲
- ① 名前
    - ・個人の作品の発表、教育活動における取り組みや記録、表彰を紹介する場合において、名前を掲載することにより本人および他の生徒等の意欲の向上が期待できるとき有限る。
  - ② 肖像
    - ・写真を活用することにより、教育活動の内容をより明確に伝える効果が期待できる場合。
    - ・生徒の顔写真の掲載は必要最小限とし、写真と同時に掲載した他の情報との組合せにより、個人が特定できないよう配慮する。写真・名前の同時掲載について基本的には避けるべきであるが、全国的な活動や学校の代表としての活動等により大きな教育的効果が期待でき、安全対策面での配慮がなされている場合はこの限りではない。
    - ・集合写真や活動風景などの遠景撮影やサイズの縮小等により個人の特定が出来ないよう配慮した場合は同意を得る必要はないものとする。
  - ③ 活動の記録や内容に関する情報
    - ・課外活動、クラブ活動、生徒会活動、ボランティア活動、コンクールなどの記録
    - ・レポート、論文、作文、詩などの文章
    - ・文芸、音楽、美術、工芸、書道などの作品
    - ・調査研究の成果物
    - ・表彰
  - ④ 教育活動協力者(研修や講演会の講師等)の情報
    - ・名前、所属、役職、写真、協力内容。ただし、本人の同意を得たものに限る。
  - ⑤ その他学校長が特に必要と認めるもの

## 9 情報公開および更新の手順

- (1) 発信依頼者が作成責任者に(できる限りメールで)データを提供する。
- (2) 作成責任者が本ガイドラインに則って掲載する。

## 10 日常の管理運営

広報委員会が管理責任者と作成責任者と連携して行う。

## 11 掲載禁止事項

下記の情報をホームページに掲載することを禁止する。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 特定の個人や団体を誹謗・中傷・批判するもの
- (3) 著作権を侵害するもの
- (4) 嘘利を目的としたもの
- (5) 生徒、教職員、第三者のプライバシー、人権、財産等を侵害するもの
- (6) 生徒等の安全確保上問題のあるもの

- (7) 法律に反するもの
- (8) 教育上不適当と判断されるもの
- (9) 学校の品位を傷つけるもの
- (10) 営利・政治・宗教活動を目的としたものおよびその準備を目的としたもの
- (11) その他、本校のホームページに掲載する内容として不適切なもの

## 12 掲載内容に対する責任

掲載した情報については、発信依頼者が責任を持たなくてはならない。（「5 情報の発信を依頼できる者」の項を参照）

## 13 掲載情報に対する指摘への対応

生徒本人または保護者などから掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合、学校長は適切かつ速やかに対処する。第三者の著作に係る情報について当該著作権者から要請があつた場合も同様とする。その他、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合は、速やかに広報委員会および発信依頼者で協議し、適切な措置を講じる。

## 14 ガイドラインの明示

- (1) 本ホームページは、高槻中学校・高等学校の公式ページとする。本ガイドラインは、学校ホームページ上に明示する。
- (2) 修正の必要が生じた場合はただちにガイドラインの修正を行い、全職員への周知を図る。

## 15 その他

- (1) 情報通信技術の進展やインターネット運用形態の変化により、本ガイドラインに記載されていない事態が発生した場合は、関係法令および本ガイドラインの趣旨を尊重して対応する。
- (2) 毎年度当初に本ガイドラインを全教職員で確認するものとする。

### 附 則

この方針は、平成22年9月1日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。